

令和2年 第4回西予市議会定例会産業建設常任委員会会議録

1. 開催日時 令和2年12月10日
1. 開催場所 西予市議会第3委員会室
1. 開 会 令和2年12月10日
午前 9時01分
1. 閉 会 令和2年12月10日
午前 11時02分
1. 出席委員
委員長 井関 陽一
副委員長 信宮 徹也
委員 宇都宮久見子
委員 宇都宮俊文
委員 竹崎 幸仁
委員 森川 一義
1. 欠席委員
なし
1. 出席説明員
(産業部)
産業部長(兼)生活福祉部産廃処理施設担当
部長 酒井 信也
農業委員会事務局長 兵頭 健二
農業委員会事務局次長 和氣 右記
経済振興課長 上口 等
経済振興課課長補佐 浦田 和喜
経済振興課課長補佐 和氣 伸二
経済振興課係長 名本 拓朗
林業課長 中城 多喜恵
林業課課長補佐 酒井 淳二
農業水産課長 三瀬 計浩
農業水産課課長補佐 河野 貴之
農業水産課課長補佐 村上 英治
農業水産課係長 兵頭 英司
農業水産課係長 松本 幸祐
- (建設部)
建設部長 清水 昭広
建設課長 三瀬 文丈
建設課課長補佐 菊池 彰真
建設課課長補佐 宮本 勘滋
上下水道課長 松下 徳隆
上下水道課課長補佐 大塚 修司
上下水道課課長補佐 上甲 敬一
1. 出席議会事務局職員
書記 日野 あかり
1. 会議に付した事件 別紙のとおり
1. 会議の経過 別紙のとおり

本日の会議に付した事件

- 議案第119号 西予市建設残土処理場管理条例制定について
- 議案第121号 西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について
- 議案第126号 西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第131号 令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第137号 西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について
- 議案第138号 西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について

開会 午前9時1分

○信宮副委員長

ただいまから令和2年第4回定例会、産業建設常任委員会を開催いたします。お座りください。

まず最初に井関委員長より挨拶がございます。お願いいたします。

○井関委員長

挨拶を行う。

○信宮副委員長

続きまして、酒井産業部長、よろしくお願ひいたします。

○酒井産業部長

挨拶を行う。

○信宮副委員長

ありがとうございます。以降の進行は委員長にお任せいたします。お願いいたします。

○井関委員長

それでは早速なんですけど、まず初めに農業委員会から始めさせていただいたと思います。議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」兵頭局長の説明を求めます。

○兵頭農業委員会事務局長

それでは、議案131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」の農業委員会事務局所管分について、予算書に基づき説明をいたします。

西予市一般会計補正予算書の25ページをお開きください。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費の補正額は147万8000円の減額であります。これは全て新型コロナウイルス感染症の影響による農業委員等先進地視察研修事業、全国農業委員会会長大会、全国農業委員会職員研修会等の中止による委員の費用弁償及び職員の旅費の減額補正であります。内訳等につきましては、タブレット配信しております資料で御確認ください。

以上、よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

兵頭局長の説明は終わりました。質疑のある方は、挙手の上、よろしくお願ひいたします。

ございませんか。よろしいですか。では以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」農業委員会所管分に関しまして、決定することといたしてよ

ろしいでしょうか、挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○井関委員長

可決決定いたしました。暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時6分）

○井関委員長

再開いたします。（再開 午前9時10分）

次に、産業部経済振興課所管分に移りたいと思います。議案第126号「西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について」上口課長の説明を求めます。

○上口経済振興課長

議案第126号「西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由の説明を申し上げます。参考資料といたしまして、第3駐車場の場所の写真を配信させていただいておりますので、御確認をお願いいたします。

西予市有料駐車場は、自動車を利用する外来者の一時的な利便に供し、地域の発展に寄与することを目的として、宇和町商店街の中に3つの駐車場を整備したもので、現在、宇和町駐車場管理組合と協定書を締結し、管理運営を行っております。その中の西予市宇和第3駐車場につきましては、市が土地所有者と土地賃貸借契約を締結して駐車場として利用してまいりました。

今回の改正は、土地所有者の申出により、契約は令和2年度末までとし、以降は契約更新を行わない結論になったことから、西予市宇和第3駐車場を廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

上口課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上よろしくお願ひします。

ございませんか。以上で質疑を終結といたします。お諮りいたします。

議案第126号「西予市有料駐車場条例の一部を改正する条例制定について」可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって、議案第126号は可決決定いたしました。

次に、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、経済振興課所管

分について、上口課長の説明を求めます。

○上口経済振興課長

議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、経済振興課所管分について説明させていただきます。

初めに歳出から説明させていただきます。補正予算書24ページをお開きください。5款労働費、1項労働諸費、6目地域経済基盤強化・雇用等対策費、雇用創造推進事業377万1000円の減額でございますが、今年9月の第3回市議会定例会において説明をさせていただきました、西予市地域雇用創造促進協議会が厚生労働省所管の令和2年度地域雇用活性化推進事業の採択決定を受け、この10月から国との委託契約を経て、当協議会が事業を進めていくこととなったため計上していたしました、市単独事業分、講座の報償金90万円、印刷製本費29万7000円、手数料19万8000円及び事業委託料237万6000円を減額計上をいたしております。

続きまして、予算書26ページをお開きください。7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業4800万円の減額でございますが、財政課長の補正予算補足説明のとおり、今回3つのコロナ対策の新規事業を計上するに当たり、財政課において既に事業化しております、コロナ対策事業の執行状況調査を行い、当課の買い物応援給付金で見込まれます不用額4800万円を減額し、歳入においては、臨時交付金4351万円の財源の充当替えを行うものであります。

続きまして同じページ、4目観光費、市観光PR事業の1948万7000円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて事業中止といたしましたイベント等の委託料及び補助金を減額しております。参加者に特別なひととき、プレミアムな体験を提供するプレミアムダイニングを開催予定でしたが、中止により運営委託料220万円を減額計上しております。また、かっぱMATURI補助金363万7000円、れんげまつり補助金390万円、奥地の海のかーにばる補助金395万円、雑巾がけグランプリ補助金80万円、わらアートサミット実行委員会補助金500万円、合わせて市観光協会補助金1728万7000円を減額計上しております。

続きまして、予算書35ページをお開きください。10款教育費、6項文化振興費、5目文化の里振

興費、次代を担う人材育成事業284万8000円の減額でございますが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、事業中止により、消耗品5万8000円、印刷製本費9万9000円、事業委託料269万1000円を減額計上をいたしております。

続きまして、歳入について説明させていただきます。補正予算書戻っていただきまして、12ページをお開きください。13款国庫支出金、2項国庫補助金、8目総務費国庫補助金、2節地域振興費国庫補助金、地方創生推進交付金493万4000円の減額のうち、経済振興課所管分といたしまして、先ほど歳出で説明しました雇用創造推進事業184万円、市観光PR事業110万円、合計294万円を減額計上をしております。

続きまして、予算書14ページをお開きください。17款繰入金、2項基金繰入金、32目ふるさと応援基金繰入金、1節ふるさと応援基金繰入金の2362万6000円の減額のうち、経済振興課所管分としまして、先ほど歳出で説明しました市観光PR事業のかっぱMATURI189万8000円、れんげまつり261万円、奥地の海のかーにばる265万5000円、そして、次代を担う人材育成事業256万4000円の合計972万7000円を減額計上しております。

続きまして、同じページ、19款諸収入、5項雑入、3目市町振興協会収入、1節市町振興協会イベント等助成金、商工観光助成金におきまして、先ほど歳出説明しました市観光PR事業のかっぱMATURI100万円、れんげまつり100万円の合計200万円を減額計上をしております。

続きまして、4目雑入、7節商工費雑入、就職支援講座テキスト代におきまして、先ほど歳出で説明しました雇用創造推進事業の9万円を減額計上しております。

以上で経済振興課所管分の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

上口課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。

○信宮副委員長

予算書の26ページの新型コロナウイルス感染症対策中小企業者等経営安定支援事業ということで、せいのGoTo買い物キャンペーン、これは申請者が西予市全世帯のどれぐらいの割合であったのかなと思うんですけども、多分ちょっと申請者

が思ったより少なかったのだからこれだけ減額になったのではないかと思うところがあるんですけども、その辺を詳しく教えていただきたいと思えます。

○上口経済振興課長

申請件数につきましては実績で8245件の申請がございました。当初、計画では1万8000世帯、全世界帯を対象として予算を計上させていただいております。約半分の申請があったというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○信宮副委員長

これ、買い物キャンペーン、市民にとっては本当に買い物するのに有利な事業であったわけなんですけれども、私もちょっといろんなところ言っても、そんなのあるのは知らなかったとか、またお年寄りの方はもう申請せんでもええわいう方も結構いらしたと思いますんで、コロナウイルスの影響が今後も多分しばらくは続くと思いますので、酒井部長もこの前また、これが好評だったということで、次のこともあるかもしれないんですけども、できるだけ市民の方ほとんどが申請できるような、また周知徹底なりをしていただきたいと思っております。

○井関委員長

部長何か答弁します。いいですか。ほかにございませんか。

○宇都宮久見子委員

同じく26ページの市観光PR事業なんですけれども、今、課長の説明でいろいろなイベントが中止になったってということで、もちろんそれは仕方ないことかなと思うんですけども、来年以降の、来年も今の状態ではできないということは難しいと思うんですけど、今後の方向性、例えば今回の分もっと豪華にしますよとか、どういうお考えなのかなというのを御説明いただけたらと思います。

○上口経済振興課長

お答えさせていただきます。今のところ来年度の当初予算と同規模程度の予算として計上させていただいております。今のコロナ状況で来年度の開催もちょっとわかりませんが、予算を準備させていただいて、あとは実行委員会等の中で判断をしていただければというふうを考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○井関委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。よろしいでしょうか。ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、経済振興課所管分について可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○井関委員長

挙手全員でございます。よって、議案第131号は可決決定いたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時24分）

再開いたします。（再開 午前9時27分）

上口課長の説明を求めます。

○上口経済振興課長

先ほど信宮委員の御質問のありました申請件数のところで、8,245件の申請ということで、50%強と申し上げましたけれども、50%前後ということで修正をさせていただきたいと思えます。

○井関委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時28分）

○井関委員長

再開をいたします。（再開 午前9時34分）

次に、林業課所管分に移りたいと思えます。

議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」中城課長の説明を求めます。

○中城林業課長

議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例」第2条の「西予市林業振興事業分担金徴収条例の一部改正について」提案理由の御説明を申し上げます。

令和2年度税制改正において、納税環境の整備のため、利子税還付加算金の割合の引下げが行われ、これに伴い、延滞税についても同様に割合が引下げられます。

今回の改正は令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞税にも適用されるため、地方税法の一部改正による延滞金の特例規定の改正に伴い、関係規定を改正するとともに所要の整備を行うものです。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○井関委員長

中城課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。

ございませんか。よろしいですか。以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○井関委員長

挙手全員です。よって議案第121号は可決決定いたしました。

次に、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、林業課所管分について説明を中城課長に求めます。

○中城林業課長

それでは、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」の林業課所管分について御説明いたします。

補正予算書の26ページをお開きください。6款2項2目林業振興費、事業概要欄、木材まつり補助事業に係る補正予算について御説明いたします。補正額は8万円の減額です。例年11月に開催しておりました宇和原木市場主催の木材まつりが、新型コロナウイルスの感染拡大防止により本年度は中止となったため、補助金8万円を減額補正するものです。

続きまして、同じく補正予算書の26ページ。2目林業振興費、木育推進事業に係る補正予算について御説明いたします。補正額は13万2000円の減額です。今年度開催予定でありました東京オリンピックの開催が2021年に延期されたことにより、令和元年6月に選手村ビレッジプラザ建築に提供しました木材の返還が先送りされたことから、東京から西予市までの運搬経費を減額補正するものです。特定財源といたしまして、補正予算書14ページ、17款2項38目森林環境譲与税繰入金13万2000円の減額となります。

以上で林業課所管に係る12月補正予算の内容説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井関委員長

中城課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。

ございませんか。ないようでございますので、質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、林業課所管分について可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第131号のうち、林業課所管分については可決決定をいたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午前9時40分)

○井関委員長

再開をいたします。(再開 午前9時45分)

次に農業水産課の所管分に移りたいと思います。議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」のうち、農業水産課所管分について、三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

それでは、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算(第9号)」の農業水産課所管分について御説明をいたします。補正予算書の25ページをお開きください。また、あわせて、配信をしております歳入予算資料も見ていただいたらと思いますので、お願いいたします。

それでは、6款1項2目、事業概要欄、産業文化祭参加事業に係る補正予算について御説明をいたします。補正額は42万円の減額です。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、野村で予定をしておりました、がいなARUMON祭、それから城川で予定をしておりました、奥伊予ふるさと祭りの計画の中止が決定したことにより、これに対する補助金を減額するものでございます。歳入資料をごらんいただいたらと思います。特定財源といたしまして、ふるさと応援基金18万円を充当しておりましたので、この分についても減額をいたします。

次に、事業概要欄2行目でございます、会計年度任用職員給与費(農業総務庶務事業)につきまして49万2000円の増額です。農業系の農村環境保全向上活動支援事業や中山間地域等直接支払制度事業におきまして、年度末に実績報告、それから計画変更事務など事業量がふえることと、今年度から嘱託職員が1名減となっていることから、適正な事務処理と市民サービスの低下を招かないよう、会計年度任用職員、パートでございますが、

1日7時間を3か月間、1月から3月までの間任用をするものでございます。歳入につきましては一般財源となっております。

続きまして、同じく25ページ、6項1款4目畜産費に係る補正予算について御説明をいたします。事業概要欄、家畜個体機能強化支援事業につきましては100万円の減額です。第15回全日本ホルスタイン共進会が令和2年10月30日から11月2日にかけて宮崎県で開催予定となっておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったことから、本事業への補助金100万円を減額するものでございます。歳入につきましては一般財源でございます。

続きまして同じく25ページ、6款1項5目農地費に係る補正予算について御説明をいたします。事業概要欄1行目、会計年度任用職員給与費（市土地改良事業）につきましては7万円の増額です。会計年度任用職員、これは換地係の職員でございますが、職員共済組合負担金につきまして、当初見込んでおりました掛け率が上がったため不足分を補正するものでございます。歳入につきましては一般財源でございます。

続きまして、補正予算書38ページをお開きください。11款1項1目農地災害復旧事業費に係ります補正予算について御説明をいたします。事業概要欄、農地災害復旧事業（過年度）7400万円の増額につきましては、平成30年7月豪雨の農地災害復旧事業におきまして、令和2年度国費の割当て変更に伴い工事請負費を7400万円を増額するものでございます。当初、農地26カ所を計上しておりましたが、これが21カ所増となりまして、全体で47カ所の農地災害復旧事業の計画となっております。歳入につきましては資料をごらんいただいたらと思いますが、特定財源といたしまして、国庫支出金7037万4000円。地方債、災害復旧事業債でございますが、290万円。それから分担金、これは地元分担金でございます。72万5000円となっております。

同じく38ページ、11款1項2目農業用施設災害復旧事業費に係る補正予算について御説明をいたします。事業概要欄、農業用施設災害復旧事業（過年度）3億円の増額につきましては、平成30年7月豪雨災害の農業用施設災害復旧事業におきまして、令和2年度国費の割当て変更に伴い、工事請負費を3億円増額するものでございます。農業用

施設につきましては、当初38カ所で計上しておりましたが、今回17カ所増となりまして、全体で55カ所となります。同じく歳入につきましては資料をごらんいただいたらと思いますが、特定財源といたしまして国庫支出金2億9610万円。地方債、災害復旧事業債310万円。地元分担金78万円を計上しております。

以上で、農業水産課所管に係ります12月補正の内容の説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○井関委員長

三瀬課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

何かございませんか。よろしいでしょうか。ないようでございますので以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、農業水産課所管分について可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって、議案第131号のうち農業水産課所管分については可決決定をいたしました。

次に、議案第137号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬農業水産課長

議案第137号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

西予市明浜農産物集出荷施設は西予市明浜地域におけます有機農業による農産物を産地直送により消費者へ届け、消費者のニーズに対応し、顔の見える販売体制を確立いたしまして、地域産物の多様な利活用を図るとともに、交流を主体に地域農業の活性化を推進することを目的に、農林水産省の補助により平成6年3月に整備をされた施設でございます。

今回、本施設の指定管理者として公募を行ったところ、1社から申請の提出がありました。西予市産業部指定管理者審査委員会での審査の結果、農業組合法人無茶々園を指定管理者の候補者として選定をいたしました。

理由といたしまして、まず無茶々園が平成23年

度から令和2年度まで、指定管理者として10年間の堅実な実績があること、また、無茶々園は地域振興及び地域の発展を図ることを経営の基本理念ととらえており、公の施設としての効用が最大限発揮できること、これらのことから、農業法人無茶々園が施設の効率的、効果的な管理運営を実現できる人物、物的能力を有し、指定管理者として能力を十分有していると判断したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○井関委員長

三瀬課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前9時56分）

○井関委員長

再開いたします。（再開 午前9時56分）

○三瀬農業水産課長

ただいま説明の中で農業法人と申しましたが、農事組合法人の間違いでございますので、訂正をしておわびを申し上げます。大変失礼をいたしました。

○井関委員長

質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。ないようでございますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第137号「西予市明浜農産物集出荷施設の指定管理者の指定について」可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって、議案第137号は可決決定いたしました。

次に、議案第138号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」の説明を三瀬課長に求めます。

○三瀬農業水産課長

議案第138号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」提案理由の御説明を申し上げます。

本施設は、平成9年度に地域農業基盤確立農業構造改善事業で建設をされたものでございます。家畜のふん尿等を受入れ、畜産堆肥の製造販売を行うことにより、地域の環境保全はもとより、耕種農家、畜産農家の連携、連帯を強め、農業経営

の安定化に寄与することを目的として整備をされた施設でございます。

今回、本施設の指定管理者として、西予市産業部指定管理者審査委員会におきまして、非公募により東宇和農業協同組合を選定いたしました。

理由といたしまして、まず、施設の建設に当たり、東宇和農業協同組合が管理運営を行うことで、国庫補助事業の補助許可が出ており、これまでの管理運営から堅実な実績があること、次に、生産資材等の物販業務を行っており、流通コストの低減、堆肥原料の確保と堆肥利用の連携が容易であり、耕畜連携による農業振興対策の強化が図れることなどを総合的に判断いたしまして、この施設の管理運営を引き続き行わせることが適当と判断したものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○井関委員長

三瀬課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。

○信宮副委員長

この城川の堆肥センターですけれども、平成9年に建設されたということで、今回、中の堆肥の攪拌機を更新されと思うんですけども、平成9年から今まで使って初めての更新なのか、また、その攪拌機、どういうものを入れられたのか、わかったら教えていただきたいんですが。

○三瀬農業水産課長

ただいまの信宮委員からの御質問でございますが、今回改修した分につきましては建設当時から初めての更新でございます。機械につきましては、ちょっと詳細の資料手元にはございませんが、前回入れとる機械とは別の会社の機械になっております。ただ、レーンがありますが、機械が動くようになっておりますので、そのレーン等については元のまま使用をしております。

以上、回答とさせていただきます。

○井関委員長

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。ないようでございますので以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第138号「西予市城川高品質堆肥センターの指定管理者の指定について」可決決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第138号は可決決定いたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午前10時01分)

○井関委員長

再開をいたします。(再開 午前10時18分)

次に建設部所管分に移りたいと思います。

まず、建設部長清水部長の挨拶をお願いいたします。

○清水建設部長

挨拶を行う。

○井関委員長

それでは、建設課所管分の審議に入りたいと思います。議案第119号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは、議案第119号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」御説明いたします。

西予市には、これまで市が管理する建設残土処理場、いわゆる処分料金をいただいて残土を受け入れる施設はなかったわけですが、昨年、野村町阿下地区からの提案要望を受けまして、測量設計に入り、また立木補償、用地買収を行いまして、今年9月10日から残土処理場工事を着手しております。いわゆる残土受入れのための土留め工、そしてまた、湧水排除の施設工事が内容でございます。

このたび、令和3年1月からの本格的な建設残土を受け入れるに当たり、西予市建設残土処理場の管理及び運営に関する必要な事項を定めるために本条例を制定し、災害復旧工事の早期完了及び公共事業の推進を図るものでございます。

管理条例の内容について御説明いたします。第1条は趣旨ということでございまして、残土処理場の管理及び運営に関しての必要な事項を定めるものでございます。

第2条は名称及び位置ということで、名称は阿下建設残土処理場、位置は西予市野村町阿下2号932番地ほかでございます。

第3条については使用の許可ということで、処理場を使用する者はあらかじめ市長の許可を受けなければならないということをやっております。

第4条には使用の許可の取消しということで、規則に違反したときまたは特別な理由により管理上支障があるときには使用を停止し許可を取り消すことができるということでございます。

第5条については使用料についてでございますが、これはまた後ほど御説明いたします。

第6条は使用料の減免でございますが、特に必要があると認めるときは使用料を減額または免除することができるということでございます。

第7条、使用料の還付についてでございますが、使用料は基本的には還付はしないとされておりますが、特別な事情がある場合については一部を還付することができるとしております。

第8条には損害賠償義務についてうたっております。これは、施設内の設備を損傷、滅失した場合には原状に回復し、その損害を賠償しなければならないということをやっております。

第9条については、この条例の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるということでございます。なお、この条例は令和3年1月1日から施行いたします。

続いて別表でございますが、第5条関係でございます。ここに料金ということで、設計書による場合の1立方メートル当たりの料金が1,210円、また現場で受け入れる場合の2トン車につきましては1台当たり1,210円、4トン車につきましては1台当たり2,420円、8トン車につきましては1台当たり4,840円、10トン車につきましては1台当たり6,050円と料金を設定しております。

なお、10トンを超える車両が持ち込んだ場合の使用料につきましては、最大積載量を確認いたしまして、1トン当たり605円を乗じて得た額ということで、10円未満の端数があるときはこれを四捨五入して計算した額を使用料と設定するというところでございます。

以上、御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○井関委員長

三瀬課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

○信宮副委員長

それではちょっとお聞きしたいことが何点かあるんですけども、この建設残土の処理場ということで、どこかが管理運営をしなきゃいけないと思うんですけども、ふだんの管理運営はどの方

がやれるのかということと、前に説明を受けたときに11万2000立米ほど入るということだったんですけれども、この処理場、沈砂池、砂をためる池でしたね、あれは建設しなくてもよかったかということと、それからもう1点、利用料ですけれども、利用料ちょっと若干安いのかなと思うところがありまして、これは意図的に安くしてるのか、またどこか参考にされて利用料を決められたのかなというところがありますので、説明を願います。

○三瀬建設課長

まず残土処理場の管理でございますが、この後、補正予算にも計上いたしておりますが、今現在、先ほど御説明いたしましたように、9月10日から残土処理場工事を行っております。その工事の業者に、今年度中におきましては一応随意契約を想定しておりますが、土砂の受入れ、そしてまた土質の確認とか、いろいろ手間が入ってきますので、別契約で土砂の搬入の受入れの管理を委託するように考えておるところでございます。

それと2点目でございますが、沈砂池につきましては、現在、本日現地で御説明のための資料を用意してございますが、その資料の中にも1番下に、下流側に土留めの補強土壁の擁壁ができるわけなんですけどその下に沈砂池は設けております。

それと、あと使用料の件でございますが、使用料の算定に当たりましては、近隣の大洲市、八幡浜市、そして、同規模の残土処理場を抱えておられる久万高原町とか、いろいろ近隣で市または町が用意されているところの資料をいただいて検討したところでございます。

6月の補正でお認めいただきました、今着工しております工事でございますが、それが4450万円。そしてまた今後5000万円6000万円の、泥が入ってくるたんびにまた押していかないといけないと、転圧もしなければならぬし、それぞれの構造物もまたやっていくということがあります。

それとこれまでにかけた測定の委託費、そしてまた用地買収費、そして用地補償費、そして今後また後の補正予算にも御説明いたしますが、管理委託費、一応今の想定といたしましては、令和3年4年5年の3カ年で多分いっぱいになるのかなという想定で今動いておるところでございます。

それらの合計が総額で1億3500万円ぐらいになります。それを11万2000立方メートルで割戻しいたしますと、今回の1立方メートル当たりの単価1,210円ということになったわけでございます。

以上でございます。

○井関委員長

よろしいですか。ほかに質疑はございませんでしょうか。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時29分）

○井関委員長

再開いたします。（再開 午前10時29分）

ほかに質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。ないようでございますので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第119号「西予市建設残土処理場管理条例制定について」可決決定することに賛成の議員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって議案第119号は可決決定いたしました。

次に、議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは、議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」の中で、第3条になりますが、建設課所管の西予市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正による延滞金の特例規定の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。添付の新旧対照表をごらんください。9分の4という4ページでございます。改正後が右側の赤字でございます。規則第3項中、「14.6%」を「14.5%」に、「7.3%」を「7.25%」に、「同項」を「同号」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削ります。「当該特例基準割合適用年」を「その年」に改正いたします。「特例基準割合に」という文言を「延滞金特例基準割合に」に改めるものでございます。なお、6ページのところにあるんですけど、別表

でございます。別表中「第32条第1項第3号」を「法第32条第1項第3号」ということで改めます。これは法律の「法」という文字が抜けておりましたので、今回加えるものでございます。なお、この条例は令和3年1月1日から施行いたします。

以上、御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○井関委員長

三瀬課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上、よろしくお願いいたします。

ありませんか。ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」建設課所管分にかかります件につきまして、可決決定に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員でございます。よって、議案第121号建設課所管分につきまして可決決定をいたしました。

次に、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、建設課所管分について三瀬課長の説明を求めます。

○三瀬建設課長

それでは、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」建設課所管分について御説明を申し上げます。

歳出でございますが、予算書27ページをお開きください。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、建設残土処理場管理事業において170万円を計上しております。これは令和3年1月からの受入れを開始いたします、阿下地区の建設残土処理場の建設残土受入れに係る今年度分の管理委託料でございます。

続いて中段になります。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路橋梁維持費、会計年度任用職員の給与費でございます。これは道路橋梁維持修繕事業に係る会計年度職員の給与費の分でございます。これにおきまして4万7000円を計上しております。これは野村支所産業建設課で雇用しております、会計年度任用職員、主に市道並びに市の所管施設の草刈り・清掃をやっていたいております。この1名の職員の方の職員共済費の不足額がありますので、この分を計上するものでござい

す。

続いてその下になります、8款土木費、4項港湾費、1目港湾管理費、港湾施設維持管理事業におきまして320万円を計上しております。これは令和2年9月7日の台風10号により被災いたしました、三瓶港の三瓶大栈橋の補修工事費を計上するものでございます。

続いて予算書7ページにお戻りください。債務負担行為について御説明いたします。

まず6行目でございますが、西予市建設残土処理場管理業務委託でございますが、令和3年4月1日からの業務委託を予定しておるために、3月末までに入札を行って委託業者を決定する必要がありますので、今回補正計上をしております。債務負担行為限度額は720万円でございます。

続いてその下でございます。市道石城地区101号線の道路改良事業に係る工事費及び工事委託でございます。本事業は、石城第3踏切の拡幅を目的に平成23年度から事業化いたしてございまして、令和3年度が計画の最終年度となるわけでございます。工事の内容が踏切内の工事でございますので、J R四国との工事委託契約、工事請負ではなく工事委託契約という形になります。

並びに市道の道路改良工事もあるわけでございますが、これも令和3年4月中に契約できるように、本年度から契約に係る諸手続、準備を行う必要がありますので、今回補正計上をするものでございます。債務負担行為限度額は1億9000万円でございます。

以上、令和2年度12月補正予算の御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○井関委員長

三瀬課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上、お願いいたします。

○信官副委員長

補正予算書の27ページの1番下の港湾施設維持管理事業ということで、前説明を受けたときに、アンカーボルトの調整いうふうな説明をされただけなんですけれども、そのアンカーボルトの調整というのは海中での作業になるのか、どういう作業なのかちょっと教えていただきたいと思っております。

○三瀬建設課長

三瓶の大栈橋の改修の工事でございますが、事前にタブレット資料をお送りさせて頂いております。

ます。現況調査図というのが2枚目でございますが、これ見ていただいたらわかりますように図面右側が岸壁側になります。それから沖のほうへ直線的に配置してあるわけでございますが、通常真っすぐになっておるところが赤い1点鎖線のように折れた状況でございます。そして、その大栈橋の周囲に正方形のものが8つあります。これを海底に沈めております、固定用のアンカー、おもりでございます。これがちょうど道路橋の台を含む位置に2個ございますが、その次に、大栈橋②を挟むように2個あります。この図面では下のほうのアンカーから連絡橋の②の下を通して、大栈橋①の右方、右の角のところにつなげてあるチェーンがあるんですが、これがどうも切れておりました。10月28日の潜水調査でわかったようなことでございます。ですから、この修繕の内容といたしましては、海中に張っておりますアンカーといえますかチェーンの部分を起重機船をチャーターいたしまして、潜水士によるアンカーチェーンの修繕、取替えと張り替え調整という費用を今回計上させていただきます。

以上でございます。

○信宮副委員長

水中での作業ということで、1つお聞きしたいのが、西予市内で水中の作業できる業者というのはあるのかどうか1点だけ、お伺いしたいと思います。

○井関委員長

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時42分）

○井関委員長

再開いたします。（再開 午前10時42分）

○三瀬建設課長

市内にはこういう修繕ができる業者はおられません。近隣では吉田町におられるようでございます。その元請といたしましては三瓶町内の業者さんに依頼はしたいんですけど、そのあと下請で修繕に入っていただくようになるかと思っております。

以上です。

○井関委員長

よろしいですか。

○竹崎委員

今の信宮委員の関連なんですけど、同じ港湾施設維持管理事業、これ確かに2つあるんですけど、栈橋、その沖のほう、陸のほうから見たら左に傾

斜、間違いなく傾いてます。それを補修するという事だと思うんですが、補修だけで済むのか、本当に、要はきちっとやる必要があるんじゃないかという、その修理程度でいいのか、アンカーを打ち直して、そして元に戻すというだけでいいのか、抜本的な対策は必要ないのかということをお聞きします。

○三瀬建設課長

今回の修繕でございますが、先ほどの図面でいきますと、このチェーンが切れておまして、こう行っております。ですから今回はこのチェーンの張り直しで元に戻すという形で修繕しております。

なお、この修繕のときにほかのチェーンも確認しながら、新年度でどのように今後していくかは検討させてもらったらと思っております。

○井関委員長

よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、建設課所管分について可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって、議案第131号を建設課所管分については可決決定をいたしました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時45分）

○井関委員長

それでは再開をいたします。（再開 午前10時49分）

次に上下水道課に移りたいと思います。議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」上下水道課所管分についての説明を松下課長に求めます。

○松下上下水道課長

議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」の中で、上下水道課所管の西予市公共下水道事業受益者負担金徴収条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部改正による延滞金の特例規定の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。添付の新旧対照表の4ペー

ジをごらんください。改正後が右側の赤文字の部分です。附則第3項中、「14.6%」を「14.5%」に、「7.3%」を「7.25%」に、「同項」を「同条」に、「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改めるものであります。附則として、「この条例は令和3年1月1日から施行します」としてあります。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○井関委員長

松下課長の説明が終わりました。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時51分）

○井関委員長

再開をいたします。（再開 午前10時53分）

何か質疑ございませんでしょうか。ないようでございますので質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第121号「西予市介護保険条例等の一部を改正する条例制定について」上下水道課所管に係りますことに関しまして、可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって、議案第121号上下水道課所管分に関しまして、可決決定と決定いたしました。

次に、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、上下水道課に係ります分について、説明を松下課長に求めます。

○松下上下水道課長

続きまして、議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」上下水道課所管分について御説明申し上げます。

今回の補正は、平成30年7月豪雨により被災した吉田浄水場の代替施設として、吉田地区及び三間地区に応急仮復旧浄水場を設置し、引き続き両地区に仮設浄水場を建設する災害復旧事業の起債について、その償還を構成団体である宇和島市・八幡浜市・西予市・伊方町の3市1町で規約に従

って負担するものであり、西予市の負担割合は10.3%であります。

全体的な負担額については添付資料をごらんください。現在も工事中であり、事業費も概算ではありますが、起債の元利償還についてはこの金額を超えないとの説明を企業団から受けております。西予市の令和2年度の負担額は1,000円で、令和3年度から12年度までの負担額は合計1億4656万5000円となっております。

なお、この負担金には特別交付税措置2分の1がなされるため、実質的な負担額は2分の1になります。

一般会計補正予算書の24ページをお開きください。4款衛生費、4項1目水道費、18節負担金補助及び交付金、南予水道企業団負担金1,000円を計上いたしております。

次に、7ページをお開きください。上から5番目ですが、南予水道企業団負担金（平成30年7月豪雨災害復旧事業に係る企業債元利償還金）として、令和3年度から12年度まで、1億4656万5000円を限度額として債務負担行為を設定いたしております。

以上で説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○井関委員長

松下課長の説明は終わりました。質疑のある方は挙手の上お願いいたします。

ございませんか。ないようでございますので、以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。議案第131号「令和2年度西予市一般会計補正予算（第9号）」のうち、上下水道課所管分に関しまして、可決決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員でございます。よって、議案第131号上下水道課所管分に関しましては可決決定と決しました。

暫時休憩いたします。（休憩 午前10時58分）

○井関委員長

再開をいたします。（再開 午前11時02分）

○信宮副委員長

御起立ください。

以上をもちまして、令和2年第4回定例会産業建設常任委員会を終了いたします。

(閉会 午前11時02分)

西予市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

西予市議会産業建設常任委員長